

大津市保健所運営協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市保健所条例（平成20年条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき大津市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会に担任させる事項)

第2条 条例第7条第1項の専門の事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大津市保健医療基本計画に関すること。
- (2) 次期大津市保健医療基本計画の策定に関すること。
- (3) 次期健康増進計画及び食育推進計画の策定に関すること。
- (4) 健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画に関すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(専門部会の設置基準)

第3条 条例第7条第1項の規定により専門部会を置く場合における基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、大津市保健医療基本計画専門部会（以下「基本計画専門部会」という。）と称する。

イ 基本計画専門部会は、委員10人以内で組織する。

ウ 基本計画専門部会の委員は、協議会の委員のほか、大津市保健医療基本計画に掲げる専門分野に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

エ 基本計画専門部会の委員は、再任されることができる。

(2) 前条第2号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、次期大津市保健医療基本計画策定専門部会（以下「基本計画策定専門部会」という。）と称する。

イ 基本計画策定専門部会は、委員10人以内で組織する。

ウ 基本計画策定専門部会の委員は、協議会の委員のほか、次期大津市保健医療基本計画に掲げる専門分野に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(3) 前条第3号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画策定専門

部会（以下「健康おおつ21等策定専門部会」という。）と称する。

イ 健康おおつ21等策定専門部会は、委員10人以内で組織する。

ウ 健康おおつ21等策定専門部会の委員は、協議会の委員のほか、健康増進計画又は食育推進計画に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(4) 前条第4号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画専門部会（以下「健康おおつ21等専門部会」という。）と称する。

イ 健康おおつ21等専門部会は、委員10人以内で組織する。

ウ 健康おおつ21等専門部会の委員は、協議会の委員のほか、健康増進計画又は食育推進計画に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

エ 健康おおつ21等専門部会の委員は、再任されることができる。

(5) 前条第5号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会の名称は、その都度定める。

イ 委員の数は、当該専門の事項について審議するのに必要最低限の数とし、10人を超えてはならないものとする。

ウ 必要に応じ、委員は再任されることができるものとする。

（専門部会の設置に係る意見聴取）

第4条 市長は、専門部会を設置しようとするとき、又は専門部会の委員を委嘱しようとするときは、あらかじめ協議会の会議に諮り、その意見を求めるものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。